

第20条【信教の自由】

剣道実技拒否訴訟

【訴訟】公立の工業高等専門学校に在籍していた、エホバの証人の信者である生徒が、宗教上の理由で必修科目である体育の剣道の実技への参加を拒否したことで、2年連続原級留置となり、退学処分を受けた。これに対し、退学処分の取り消しを求めて、生徒本人と両親がおこした訴訟。

【判決】宗教的中立をとる公教育の場で、個人の信教の自由はどこまで配慮されるのかが争点となった。最高裁は、信仰上の真摯な理由から剣道実技に参加できない学生に対し、レポートの提出等代替措置をとることは、憲法20条3項の政教分離の原則に違反しないとした。生徒は5年遅れて復学した。

自衛官合祀訴訟

【訴訟】殉職した自衛官が、遺族の意志に反して護国神社へ合祀された。遺族が「信教の自由」や「政教分離の原則」に違反するとして、合祀を行った自衛隊のOB組織である隊友会と自衛隊県連に対し、合祀の取り消し請求を求めた訴訟。

【判決】最高裁は、合祀の申請は隊友会の単独行為であり、自衛隊県連は事務的な協力をしたのみである。そのため、「政教分離には違反しない」とした。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

博多駅テレビフィルム提出命令事件

【事件】学生デモと機動隊が衝突し、学生4人が公務執行妨害で逮捕された。その際、機動隊等による学生への暴行が問題となった。事案の審理のため、博多地裁が報道関係4社にその様子を撮影したテレビフィルムの提出を命令したが、4社は憲法21条に反するとして、特別抗告した。

【判決】取材の自由は十分尊重されるべきだが、公正な裁判の実現という憲法上の要請があるときは、ある程度制約を受けてもやむを得ないとして、1969年、最高裁は抗告を棄却した。